

令和4年10月5日

組合員各位

長岡建築協同組合
理事長 加藤佐一郎

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を終了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」による事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、別紙「建築物石綿含有建材調査者講習（一般建築物）」を開催することにいたしましたので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

《注意事項》

申込の際、直接の申し込みとなりますが、長岡建築協同組合に受講する旨を電話等でご連絡ください。

書類の郵送先は11月11日までに ㈱東新重工亀田講習センターに送付願います。

『建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

大気汚染防止法及び石綿障害予防規則で定められた建築物の解体・改修などの前に実施する調査について、令和5年10月1日以降は建築物石綿含有建材調査者資格を有する者が行うことが義務付けられます。建築物石綿含有建材調査者講習(一般建築物石綿含有建材調査者講習・一戸建て等石綿含有建材調査者講習)のうち、当機関では一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします。

- ・ 日時 令和4年11月21日(月)・22日(火) ※学科2日間講習です
- ・ 申込締切日 申込書類提出及び受講料振込締切日 11月11日(金)
- ・ 対象者 別表のいずれかに該当し、証明書類等がご用意できる方
- ・ 会場 まちなかキャンパス長岡(長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト)
- ・ 受講料 35,000円(テキスト代、消費税込)11/11(金)までに下記口座へ振込
- ・ 修了証 受講後、学科試験に合格※された方に交付致します。

※合格...学科試験を実施した各科目の得点各科目の配点の40%以上であって、かつ、学科試験を実施した全科目の合計点が満点の60%以上

※不合格になった場合は再試験受検可能です...

当社開催日程の試験時にご参加いただき受検(料金は1回5,000円)

当日欠席は長岡建築協同組合さまへ必ずご連絡下さい→

TEL:0258-32-1227

科 目	時 間
建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1	1時間
建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2	1時間
石綿含有建材の建築図面調査	4時間
現地調査の実際と留意点	4時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
学 科 試 験	1時間30分

【 申込方法 】 ご注意:受講資格があり、かつ証明書類(証明印)を

添付した方でなければ受講できません。
・以下5点を郵送(締め切りは11/11)

①写真2.5cm×2.5cm 裏面に氏名を記入
右上に糊付※クリップ不可

②受講区分により該当の証明書類・押印

③本人確認証のコピー

④申込書

⑤振込控えのコピー

振込先:(11/11までにお振込み下さい)

第四北越 亀田駅前 普 1383878

(株)東新重工 亀田講習センター

受講料のご返金は致しませんので、ご注意下さい

受講料 35,000円

受講料 29,720円

テキスト代 5,280円

【 郵送先 】

〒950-0162 新潟市江南区亀田大月3-6-11 (株)東新重工 亀田講習センター
TEL025-381-7726 FAX025-381-7714

【 別表 】

※ 受講区分及び証明書類等

1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
1に該当: 証明書類1点【石綿作業主任者技能講習修了証の写し】	
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年である者に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。ニにおいて同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中学教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
2～5に該当: 証明書類2点【卒業証明書(原本)、実務経験証明※(申込書に押印)】	
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
6に該当: 証明書類1点【実務経験証明※(申込書に押印)】	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
7に該当: 証明書類2点【技能講習修了証の写し、実務経験証明※(申込書に押印)】	
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政(石綿の飛散の帽子に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者
8～9に該当: 証明書類2点【行政機関職務履歴証明書、実務経験証明※(申込書に押印)】	
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
10に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】	
11	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
11に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】	
12	2～11までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者
12に該当: 証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】	

2～5までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

12に規定する「同等以上の知識及び経験を有する者」には、作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれること。

【 申込先※申込書は別紙 】 〒950-0162 新潟市江南区亀田大月3-6-11

株式会社東新重工 亀田講習センター

電話 025-381-7726 ・ FAX 025-381-7714

建築物石綿含有建材調査者講習 申込書

受講希望日	11 月 21 日～	種 別	一般
開催地区	長岡	受講区分※ (別表参照)	別表1～12 いずれか該当番号記入
受講者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	電話・FAX	TEL	FAX
	住所	〒	
事業者	住所	〒	
	事業所名		
	電話・FAX	TEL	FAX

●実務経験証明欄	(別紙参照)実務経験証明が必要な方は以下に事業者証明をお願い致します。		
実務経験期間	年	月 ～	年 月
上記の通り受講区分の実務経験を		年	ヶ月有することを証明致します
証 明 日	事業所住所		
令和 年 月 日	事業所名		
	代表者・職氏名		
	印		

【 申込方法 】 ご注意:受講資格があり、かつ証明書類(証明印)を添付した方でなければ受講できません。

・以下5点を郵送して下さい。(申込受付及び振込締切日 11/11迄)

- ①写真2.5cm×2.5cm 裏面に氏名を記入
右上に糊付※クリップ不可
- ②受講区分により該当の証明書類・押印
- ③本人確認証のコピー
- ④申込書
- ⑤振込控えのコピー

振込先(振込期限11/11迄)
第四北越 亀田駅前 普 1383878
(株)東新重工 亀田講習センター

受講料 35,000円 受講料 29,720円
テキスト代 5,280円

【 郵送先 】

〒950-0162 新潟市江南区亀田大月3-6-11 (株)東新重工 亀田講習センター
TEL025-381-7726 FAX025-381-7714